

答申第55号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月17日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成27年度津ユネスコの子どもユネスコの集い小中学生、外国人留学生の氏名、生年月日、住所、電話番号、学校名のわかる文書

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

子どもユネスコの集い参加者申込書

平成27年度子どもユネスコの集い派遣留学生一覧

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月17日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

個人の氏名、電話番号、国籍及び所属は、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

- (4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

国籍・所属を開示しても問題はなく、ネット検索すれば、個人の氏名も判明するので一部開示は不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

参加者及び留学生の個人の氏名及び電話番号は個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報である。また、国籍、所属は他の条件と関連づけることにより特定の個人が識別される情報であるため、条例第7条2号に

該当する。

本件公文書に相当する情報は、インターネット等で公開していないため、不開示部分を見ることはできない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、部分開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

本件公文書において不開示とした箇所のうち、参加者及び留学生の国籍及び所属は個人に関する情報であり、他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別され得る情報であることから、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

審査請求人は、本件公文書において不開示とした氏名はインターネットで閲覧することが可能であると主張するが、そのような事実は認められず、今後公開を予定しているものでもないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述

平成 2 9 年 9 月 1 5 日	答 申
-----------------------	-----

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂